

第2次変更における主な変更点

1. 山梨学院大学周辺地区景観形成基本計画の追加

山梨学院大学周辺地区景観形成基本計画は、地区における景観形成基準の方針を示すものであり、地区住民の皆様、山梨大学及び本市が協働で取り組んだアンケートやワークショップ等の活動に基づき作成しました。

追加箇所 P 6 8～P 8 2

2. 武田神社及び山梨大学周辺地区景観計画の追加等

武田神社及び山梨大学周辺地区景観計画は、地区の特性に応じた、きめ細やかな規制・誘導を図るための計画であり、地区住民の皆様と本市が協働で取り組んだワークショップ等の活動に基づき作成しました。

当該計画には、武田神社及び山梨大学周辺地区景観形成基準を定め、一定規模を超える行為を届出対象とし、届出の内容について、本市全域における景観形成基準と併せ、必要に応じて指導・助言を行います。

追加箇所 P 1 2 3～P 1 2 6

また、武田神社及び山梨大学周辺地区景観計画の追加に伴い、武田神社及び山梨大学周辺地区に建築物等を新築等する場合の届出対象基準を、次のとおり変更しました。

変更箇所 P 1 3

◎建築物を新築等する場合

平成26年3月31日まで、高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの



平成26年4月1日から、高さ10m又は建築面積200㎡を超えるもの

◎垣、さく、塀の類を新築等する場合（建築物に附属するものを除く）

平成26年3月31日まで、高さ3mを超えるもの



平成26年4月1日から、高さ1.2mを超えるもの